

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和7年6月12日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度岡山かき認知度向上事業
- (2) 業 務 内 容 令和7年度岡山かき認知度向上事業業務仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月20日まで
- (4) 契約限度額 6,062,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 岡山県の求めに応じて速やかに権限のある者を来訪させることが可能である者であること。
- (9) 岡山県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県農林水産部水産課振興班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話：（086）226-7446

F A X：（086）223-3511

電子メール：suisan@pref.okayama.lg.jp

ホームページ（令和 7 年度岡山かき認知度向上事業）：

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/981038.html>

4 契約条項を示す場所

上記 3 に同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）を次のとおり提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間

令和 7 年 6 月 12 日（木）から 7 月 25 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 条）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

② 配布場所

上記 3 の場所に同じ。また、上記 3 の岡山県水産課のホームページからダウンロードすることもできる。

（2）企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和 7 年 6 月 12 日（木）から 7 月 25 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、県の休日を除く。

② 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

③ 提出書類

ア）企画提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）〈1 部〉

イ）会社概要（パンフレット等会社概要がわかるものを添付）〈1 部〉

ウ）印鑑証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたものの写し）〈1 部〉

エ）登記事項証明書（受付日前 3 か月以内に発行されたものの写し）〈1 部〉

オ）財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）〈1 部〉

カ）納税証明書（最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し）〈1 部〉

キ）（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第 2 号）〈1 部〉

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、ウ）～キ）の書類の提出は不要とする。

④ 提出方法

持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により提出するものとする。提出期限までに必着とすることとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出が無かったものとみなす。

（3）企画提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

② 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、通知を受け取った日より起算して7日以内に電子メールを上記3宛に送信することにより、説明を求める書面（様式任意）を提出することができる。なお、電子メールを送信した場合には、上記3宛に、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

（４）質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。なお、企画提案書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

① 受付期間及び方法

質問は、令和7年7月11日（金）午後5時までに質問書（様式第3号）を上記3の宛先に電子メールを送信する方法により提出することができる。

なお、電子メールを送信した場合には、上記3宛に、電子メールを送信した旨を電話連絡すること。

② 回答

電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記3の岡山県農林水産部水産課のホームページに掲載する。

6 企画提案

（１）企画提案書等の提出

① 提出日 令和7年8月8日（金）午後5時まで（必着）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出書類

ア) 企画提案書提出書（様式第4号）〈1部〉

イ) 企画提案書【任意様式（A4縦（横書き）左綴り）】〈1部〉

ウ) 当該事業類似事業実績に係る資料（過去5年の事業一覧）〈1部〉

エ) 見積書 【内訳を記載すること】〈1部〉

※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

オ) ア)～エ)のPDFファイルデータ（CD-Rにより提出すること。）

④ 提出方法

持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により提出するものとする。提出期限までに必着とすることとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出が無かったものとみなす。

（２）審査方法

① 岡山県農林水産部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

② 審査の過程において、事務局から随時、説明、追加資料の提出を求める場合がある。

③ 見積金額が委託限度額を超える場合は選定しない。

7 審査結果及び契約

（１）前項の審査の結果は、審査後、速やかに書面により通知する。

（２）業務委託契約書の作成を要する。

（３）契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。

8 その他

- (1) 契約保証金は岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事及びその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や、事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 企画提案参加確認申請書、企画提案書等の作成に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しないが、その提案者の承諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。